

安平町生涯学習計画 第3期計画の策定について

安平町教育大綱の決定について

◇安平町生涯学習計画 第3期計画の策定について

安平町生涯学習計画 第3期計画を次のとおり策定しましたのでお知らせします。

これまでにパブリック・コメントなどの町民参画を実施してきました安平町生涯学習計画 第3期計画について、3月25日に開催した令和元年度第16回安平町教育委員会において承認され、当該計画を策定しました。

▶計画期間

令和2年度～令和6年度の5年間

▶生涯学習計画とは

- ・安平町総合計画を上位計画とし、教育分野における個別計画として位置づけ、安平町の生涯学習を推進する視点と施策を掲げています。
- ・安平町まちづくり基本条例第18条第1項に規定する「生涯学習計画」として策定しているとともに、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」としての性格を併せ持っています。

◇安平町教育大綱の決定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、市町村長が定めることとしている教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」）について、安平町では、3月25日に開催した令和元年度第2回安平町総合教育会議において、「安平町生涯学習計画 第3期計画をもって安平町教育大綱に代える」ことが了承され、同月27日に安平町教育大綱を決定したのでお知らせします。

問合せ 安平町生涯学習計画に関することは安平町教育委員会事務局 ☎ 29 7036

安平町総合教育会議などに関することは政策推進課 ☎ 22 2751 へお問い合わせください。

安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度のご案内

安平町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。

募集期間 4月1日(水)～12月15日(火)

上記期間内に先着順で申請を受け付けます。

また、予算額に達した場合は、募集期間前に終了する場合があります。

対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

申請年度の1月末日までに完了する工事であること

建築基準法その他関係法令に違反していないこと

対象者 町内に住所を有し、対象住宅を所有かつ居住する個人

町に納付すべき町税等を滞納していないこと

補助金額 耐震診断：耐震診断に係る経費の2/3（上限 89,000 円）

補強設計：補強設計に係る経費の2/3（上限 100,000 円）

耐震改修工事：耐震改修工事（※）に係る経費の23%（上限 822,000 円）

※外壁・屋根・断熱等の付帯工事については、耐震改修工事を行うために必要な範囲のみ対象になります。ただし、従前と同等の仕様であることが条件になります。

その他 耐震診断を行う者は、建築士の資格を有し、かつ北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において耐震診断の講習区分で登録している者、または耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号に掲げる耐震診断資格者である必要があります。

申請に必要な書類 ・安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請書（様式第1号）・住民票の写し
・登記事項証明書（建物）・納税証明書・位置図、配置図、平面図等・見積内訳書
・耐震診断報告書（様式第2号）（補強設計・耐震改修工事を行う場合）
・改修計画書（様式第3号）（耐震改修工事を行う場合）

申請・問合せ 建設課施設グループ（総合庁舎）

〒059-1595 早来大町95番地 ☎ 22 2516（建設課施設グループ直通）